

栄町1丁目町会会則

第1章 総則と目的

第1条 本会は川口市栄町1丁目町会と称す。

第2条 本会の区域は川口市栄町1丁目の全区域内とする。

第3条 本会の事務所は町会長宅か或いは会務を処理する上に適切な場所に置く。

第4条 本会は会員相互の親睦と、町会繁栄に貢献することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦及び相互扶助に関する事項
- (2) 官公庁との連絡に関する事項
- (3) 他町会との親睦交流に関する事項
- (4) 火災その他災害防止並びに被災者の援助に関する事項
- (5) 会員及び家族が死亡した場合の弔慰金を送る事項（詳細は別の定める）
- (6) 犯罪防止及び青少年の保護育成に関する事項
- (7) 町会の什器備品を会員に貸し出す事項（詳細は別に定める）
- (8) その他目的達成に必要な事項

第6条 本会は任意の団体で且つ自主独立のものであり、他のいかなる団体及び組織の支配・干渉を受けてはならない。

第2章 組織

第7条 本会の会員は栄町1丁目町会内に居住する世帯主及び同区域内に事業または事務所を有する代表者で本会の趣旨に賛同して入会したものを以て組織する。

第8条 本会の組織区分は住居表示により班・区・番・号並びに共同住宅自治組織を以て構成する。

(2) 円滑な組織構成のため班長、または自治会担当者を置く。

(3) その入会を希望する者は班長または、連絡担当者を経由して町会長に届け出る事。

第9条 本会は円満な運営を期すため下記の各部を設けることが出来る。

1. 総務部
2. 広報部
3. 体育部
4. 女性部
5. 青少年部
6. 衛生部
7. 交通部
8. 防犯防災部
9. 茶寿会
10. 各行事における実行委員会

第3章 役員

第10条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 町会長1名
- (2) 副町会長若干名
- (3) 会計2名
- (4) 会計監査2名
- (5) 各部部長若干名
- (6) 班長並びに自治会担当者

第11条 役員を選任

- (1) 町会長及び会計監査は顧問・相談役に相談し、役員会に諮り推薦し、総会で承認を得る。
- (2) 副町会長・各部部長・会計は会員の中から町会長がこれを選び総会で承認を得る。
- (3) 各区長・各組長は各地域に於いて互選し町会長に報告する。
- (4) 班長並びに自治会担当者は各地域並びに各自治会において互選し町会長に報告する。

第12条 職務

- (2) 町会長は本会を代表しその会務一切を統轄して各種の会議を行う。
- (3) 会計は本会の会計事務を明確に記帳し総会に於いてその年度の決算報告を行うものとする。
- (4) 会計監査はその年度の会計その他会務を監査し、必要がある場合には臨時に行う事が出来る。
- (5) 役員会は町会長が定期及び随時召集し会務運営の執行に付き協議する。
- (6) すべての議事は出席者の過半数で決し可否同数の場合は町会長に一任する。
- (7) 副町会長は町会長を補佐し、町会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (8) 各部の部長は町会長の指示を受けその部署を統轄し、運営に万全を期し会務及び会計事項を連絡処理する。
- (9) 班長並びに自治会担当者は本会より提示された議案及び各種事項を連絡伝達処理する。

第13条 顧問・相談役

- (1) 本会は顧問・相談役を置くことが出来る。
- (2) 顧問・相談役は本会の功労があった者を役員会の決議を経て町会長が委嘱する。
- (3) 重要事項にあつてはその諸諮門に応じ意見を具申して頂く。

第14条 役員任期

- (1) 本会の役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- (2) 新役員は町会長が委嘱状によって任命する。
- (3) 補充及び役員任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 役員は任期満了といえども後任者が就任するまで引き続きその任務を行わなければならない。
- (5) 顧問・相談役には任期はありません。尚、役員会及び総会にて推薦された場合は再度役職に就くことが出来る。
- (6) 本会の役員は無報酬とする。

第15条 会議

- (2) 総会・役員会、各部の会合、臨時総会・会計監査会・各区長の集会、その他必要な会議
- (3) 総会は毎年1回召集し収支報告を審議し重要事項の報告と次年度の予算を審議する。
- (4) 臨時総会は役員会において必要と認めるときまたは緊急を要する事項が発生したとき召集する。
- (5) 役員会は毎月1回行う。
- (6) 臨時役員会は役員各自が本会のため緊急に必要と認めたい要望事項が発生したとき、町会長に要請して開くことが出来る。
- (7) 本会則の改正を行うときは、役員会の決議を行い、総会で承認を得なければならない。

第4章 会計

第16条 本会は会の運営資金として次のように定める。

- (2) 会費・交付金・助成金・寄付金等を以てあてる。
- (3) 新会員の会費は近隣の状況により充分検討した上で町会長が決定する。
- (4) 会費の改定は町会長が改訂委員会を組織し会費を調整し総会に諮る。

第17条 徴収は各区、各組毎に徴収し毎月末日までに会計に納入する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終了する。

第19条 帳簿

- (2) 本会は次の帳簿を備え付ける。
 - 1、会則
 - 2、役員名簿
 - 3、金銭出納帳
 - 4、会費徴収簿
 - 5、備品台帳
 - 6、その他必要な帳簿

第20条 弔慰・見舞金に関する事項

- (2) 会員及び同居家族が死亡したときは、弔慰金5,000円。
- (3) 役員及び顧問・相談役に対する見舞金、1ヶ月以上の入院の場合5,000円。
- (4) 前項に該当する事項が発生した場合は会員より速やかに町会長に報告する。
- (5) 弔慰・見舞金は物品等であてることが出来る。
- (6) 前1、2項に該当し緊急を必要とする場合は町会長が決定し役員会に報告する。
- (7) 会員は弔慰。見舞金に対する返礼は不要とする

第21条 感謝規程

役員会の決議により、本会の功労者に対し感謝状及び記念品を贈呈することが出来る。

第22条 付 則

(2) この規約に定める以外、本会の運営に関し必要事項は町会長が役員会に諮って定める。

(3) 本会に事務職員を置くことが出来る。

職員は本会の運営を円滑に行うために、町会長に指示に従い行動するものとする。

尚、手当は役員会にて決定する。

(4) この会則は、昭和44年4月1日より実施する。

(5) この会則は、昭和63年5月18日より実施する。

(6) この会則は、平成30年5月19日より改正実施する。